市谷議員　要望項目一覧

令和8年度11月補正分

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
市町村課	1　民主主義・衆議院比例定数削減問題 多様な民意を反映する衆議院比例定数の削減と、比例中国ブロックと四国ブロックの合区と削減に反対すること。	国会議員の選挙制度は国において議論されるべきものであり、本県への影響を含め、国における議論を注視していく。
市町村課	2　安全保障・憲法 （1）高市政権が年内に実施するとしている、「安保三文書」の見直しによる軍事費GDP比３．５％（年間２４兆円）の大増額は、暮らしや社会保障予算を奪うことになるため、反対すること。	外交防衛については、国の専権事項であり、国会及び政府において責任を持って対応されるべきものである。
	（2）高市政権が安保三文書の改定で行おうとしている「非核三原則」の見直しは、核兵器を持ち込ませる狙いがある。「非核三原則」は国是であり県是である。非核三原則を堅持するよう政府に求めること。	
	（3）１１月開催の核兵器禁止条約第１回再検討会議に、日本政府としてオブザーバー参加するとともに、条約に署名・批准するよう政府に求めること。	
	（4）高市政権が狙う憲法９条の改定は、自衛隊を書きこむことで、自衛隊を戦力として海外の戦争に送り出し、自衛隊員の命を危険にさらし、戦争する国に変えるものであり、反対すること。	
	（5）米子鬼太郎空港＝航空自衛隊美保基地への米軍機の飛来（予定）や、日米合同訓練が繰り返され、敵基地攻撃能力となる地対空誘導弾の活用など、自国防衛のためではなく、アメリカの大国主義的政策に巻き込まれていると考える。侵略的共同作戦の中止を求め、アメリカ言いなりの大元となっている日米地位協定の抜本的見直しで、対等平等な日米関係を築くよう政府に求めること。	

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
市町村課	（６）航空自衛隊美保基地から、令和８年度（上半期）の航空機部品等落下事案として、Ｃ２輸送機のドアストッパー（縦約２３ミリ、横約５ミリ、高さ約１ミリ、重さ１ｇ未満）、リベット（直径約２．５ミリ、長さ約５ミリ、重さ１ｇ未満）の落下が報告された。発生日時は、令和７年９月４日～令和８年３月１日の間とあり、いつどこで落下したのか事実上分からない状況であり、日々の点検がされていないということである。毎年こうした部品落下が繰り返されているにもかかわらず、このような杜撰な管理の下、大事故にもつながりかねない。原因解明・再発防止策が取られるまで、Ｃ２輸送機の運用停止、陸地上空に係る訓練ルートの変更を求めること。	美保基地所属の航空機の部品落下の報告等に対して、速やかに抗議した上で、機体の点検確認の徹底や安全運航等による再発防止の申入れを行っている。 引き続き、美保基地等に配備されている航空機の安全対策に万全を期すよう継続して国に要請していく。
税務課	３　物価高・働き方・賃上げ・農業 （１）高市政権が掲げる消費税の「２年限定、食料品のみ１％」では、２年後は大増税となり、また財源も示されておらず、国民から批判の声が広がっている。低所得者ほど重い負担となる逆進性の強い消費税は、直ちに一律５％に減税し、複数税率のもと持ち込まれたインボイス制度は廃止とし、財源は大企業と超富裕層への優遇税制の見直しでつくるよう、国に求めること。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえ、社会保障費の安定財源の確保は喫緊の課題であり、消費税率引下げを国に求めることは考えていない。 また、インボイス制度は、複数税率制度下において適正な税務経理や申告を行う上で必要不可欠なものであり、制度の廃止を求める考えはない。
ささえあい福祉局孤独・孤立対策課	（２）全ての世帯、少なくとも低所得世帯に対し、冬の灯油代・電気代への支援を行うこと。	物価高騰による家計への影響は生活困窮世帯が大きいことから、県では家計負担激変緩和対策事業により、各市町村が把握している生活困窮者等への支援を市町村と協調して実施しており、１１月補正予算案において冬期の光熱費及び灯油購入の支援を検討している。 【１１月補正】 ・家計負担激変緩和対策事業　１５２，０００千円

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
企業支援課 雇用人材局 雇用・働き方政策課	（３）高市政権が進める残業規制の緩和は労働者の命と健康を脅かすものであり中止を求めること。ワークライフ&バランスの実現のための労働時間の短縮と、暮らせる賃金とするため、中小業者への賃上げ直接支援を行うよう国に求めること。また、県も機械購入への支援ではなく、賃上げ直接支援を中小業者に対して行うこと。	労働時間規制の緩和等については、国が現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえ、健康確保、長時間労働の防止等の濫用防止措置を強化する観点で見直しの検討等を行うこととしていることから、国の動向を注視していく。 また、持続的な賃上げについては、一時的な賃金原資への補填で実現するものではなく、「稼ぐ力」を強化して原資となる利益を構造的に生み出すことにより、人材確保や物価高対応のためにやむを得ず賃上げする所謂「防衛的賃上げ」状態を脱却できる体質に転換していくことが必要であるため、賃上げに対する直接支援を国に求めること等は考えていない。 なお、本県の「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」は、機械設備の導入のみならず、販路開拓や人材育成等幅広い取組に活用いただくことが可能である。 【１１月補正】 ・地域の未来を創る賃上げ・価格適正化推進事業　　１００，０００千円
商工政策課	（４）鳥取県産業振興条例を見直し、島根県のように小規模事業者・企業を位置づけ、支援策を構築すること。	本条例は、小規模な事業者が県内経済において大きな役割を果たしているという状況を踏まえた上で、企業規模や産業分野に応じた細分化等は行わず、県内産業全体の育成・振興を目標とするといった議論を経て、制定されたものである。 本県では、この条例の基本理念に基づき、総合的に産業振興の諸施策を実施しているところであり、小規模事業者への実効的な支援は担保されていることから、条例改正を行う考えはないが、１１月補正案で予算増額を検討中の持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金をはじめ、引き続き小規模な事業者に寄り添った支援を進めていく。 【１１月補正】 ・地域の未来を創る賃上げ・価格適正化推進事業　　１００，０００千円
企業支援課	（５）信用保証協会の代位弁済への損失補償の求償権放棄条例を制定すること。	代位弁済となった損失補償付制度融資について保証協会が債権回収した場合に、都道府県がその回収された納付金の一部を保証協会から受け取る権利の放棄については、地方自治法の趣旨に則り議会で個別に審議いただくべきものと考えており、包括的に放棄するような条例の制定は考えていない。
農業振興局 生産振興課	（６）米価が再生産可能な適正価格となるよう、国が責任をもって、政府備蓄米の適正基準１００万トンまでの買入、価格・所得補償を行うよう求めること。県独自の米の価格・所得補償制度を創設すること。	政府備蓄米の買い入れ等により、適正な備蓄水準を早期に回復させることについて、令和８年８月６日に国に要望したところである。 なお、米に対して助成する仕組みは、需給環境の改善や米価の安定には直接繋がらないことから、所得補償による対応を求めることは考えていない。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
農業振興局 生産振興課	（７）新しい水田政策は、田畑に関わらず収量に応じた支払いとするとのことだが、未だに単価が示されておらず、今後の作付けや計画に影響する。早期に単価を示し、従来の単価から増額するよう国に求めること。また、飼料用米は、主食用品種については単価を４年間で段階的に引き下げる案が浮上しているが、鳥取県では主食用品種が圧倒的であり、大きな収入減となることが懸念されるため、単価引き下げをやめるよう国に求めること。	水田政策の見直しにあたっては、地域の実情に配慮し意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること及び十分な予算確保について、令和８年８月６日に国に要望したところである。 今後、国が示す新制度については、引き続き情報収集に努めるとともに、必要に応じて国へ要望を検討する。
農業振興局 農地・水保全課	（８）新たな環境直接支払の５年打ち切りを止め、交付金の増額を国に求めること。	新たな環境保全型農業直接支払交付金における支援期間を限定しないこと及び環境直接支払を含めた日本型直接支払交付金の十分な予算確保について、令和８年８月６日に国に要望したところである。
健康医療局 医療・保険課	４　社会保障の充実 （１）現在、令和９年度の国保料の検討がされているが、令和８年度は医療費の増加とともに子育て支援金賦課も伴い保険料が最大となった。令和７年度からは、各市町村の医療費水準を段階的に反映しない納付金ベースの統一をすすめ、それに伴って納付金負担額が増加する医療費水準が低い市町村に対し、県が特別交付金を交付しているが、それでも負担額が勝る市町村が発生・増加しており、国保料増額につながる懸念がある。すべての市町村で負担が増えないよう県の財政的支援を強化し、国保料軽減のため県の独自支援を実施すること。また、特定検診の受診率が上昇はしてきているが３６．９％と、被用者保険も含めた健診受診率６１．５％の半分程度となっている。過去３年の健診未受診者が５割にも及んでおり、県データヘルス計画における令和１１年度６０％の受診率目標達成に向け、市町村と共同で受診勧奨や、受診機会の確保策や受診料軽減策を講じること。	県特別交付金について、令和７年度から新たに設けた交付基準は、納付金算定方法の見直しによる増加分を直接補填するものではなく、納付金ベースの統一を機に、医療費適正化に積極的に取り組んでいる市町村への支援として、医療費指数が低い又は医療費指数の改善している市町村に対し交付するものである。 また、納付金ベースの統一は、市町村からの意向に基づき、統一することとしたものであり、今後も、特別交付金の交付基準については、市町村と協議していくこととしている。 国民健康保険に係る特定健診受診率向上に向け、保険者で健診の実施主体である市町村と連携し、未受診者に対する個別の受診勧奨や新聞広告での普及啓発等の実施率向上に向けた取組を進めている。令和８年度においては、市町村と連携した受診勧奨通知の送付や、新たな取組として受診勧奨を促進するＣＭ動画の放送等を実施している。 なお、受診料については、市町村が地域の実情に応じて自己負担を軽減し、集団健診や個人健診を無料としている場合があるため、県が一律に軽減策を講じることは考えていない。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
ささえあい福祉局医療・保険課	（２）後期高齢者医療保険料は、医療需要の拡大、また子育て支援金の上乗せによって増額となり、滞納者数も率も増加している。一方、財源不足や保険料上昇抑制に活用できる後期高齢者医療財政安定化基金は積み上がり、４．２億円に達している。今後の医療需要等を勘案しながら、保険料軽減の手立てを講じること。また、健診については、広域連合及び被保険者自己負担分５００円を除いた事業費の１／３を県が独自支援し、更に１０市町村では自己負担無料とし軽減を図っているが、平均受診率は２４．３％と大変低くなっている。受診率が低い原因を分析し、「みなし健診」の増加のみならず、健診機会の拡大や自己負担額の軽減策を検討し、健康の維持増進、ひいては医療費増加の抑制につなげること。	後期高齢者医療制度においては、医療費の増加等があれば相応の保険料で賄うことが原則である。鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金は、予定した保険料収納率を下回って生じた収納不足や医療給付費の増加等に起因する財源不足について、資金の貸付・交付を行うものであり、保険料抑制のために基金を活用することは、特例的に認められているものである。 後期高齢者に係る健診の受診率の向上については、実施主体である後期高齢者医療広域連合が行うべきものであり、県として自己負担額の軽減策等については考えていない。
健康医療局医療政策課	（３）新・地域医療構想のガイドラインでは、２２の急性期病院が３つに拠点化され、感染症の備えともなる高度・急性期病床が１６００以上減り、全体５４８床も減る。地域医療を崩壊させるような、国の一方的な病床削減には従わないこと。	新たな地域医療構想は２０４０年頃を見据え、地域において必要な医療提供体制を確保していくため、地域での自主的な協議を踏まえて医療機関の役割分担の明確化、連携等に取り組むものであり、医療機関の病床削減を強要するものではない。 なお、国は新たな地域医療構想の議論の中で、２０４０年の全国の必要病床数を試算しているが、これは将来推計人口等を基に機械的に算出したものに過ぎない。そもそも各都道府県の必要病床数の算出にあたっては各圏域における医療機関間の連携・機能分担の状況や入院在日数の変化などの実情を踏まえ、地域医療構想調整会議において協議し策定することと、ガイドラインでも示している。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
ささえあい福祉局長寿社会課	（４）介護保険事業計画に対する実績と現場ニーズにギャップが生じている。介護老人福祉施設は実績９９．９％であるが、特別養護老人ホームの軽度者を含む待機者は１６５５人、在宅での待機者は２８０名となり不足状態である。また、訪問介護も実績は９３．０％であるが、訪問介護事業所が１事業所以下の市町村は９つと半数を超え不足感がある。次期１０期計画の策定時期が迫っており、現場ニーズを的確にとらえた介護保険事業計画となるよう市町村への働きかけを行うこと。また、介護保険料が制度開始時の２８９１円から２．１５倍と増加し、介護保険料の負担軽減に活用する県介護保険財政安定化基金は、平成３０年以降の貸付・給付実績がなく、令和２年度以降積み上がり、基金残高は約６．４億円となっている。また市町村にも保険料軽減に活用できる基金がある。第１０期に向け、県・市町村の基金の活用を含め介護保険料軽減に取り組むこと。また、介護職員数が減少し不足が生じている。このことが施設整備や事業を推進する上で弊害となっている。介護人材確保のため、全産業平均より安い介護職員の処遇改善にとりくむこと。	特別養護老人ホーム等の施設サービスや訪問介護等の居宅サービスについては、各保険者（市町村等）が、地域の介護サービス需要を推計しながら第１０期計画期間中（令和９～令和１１年度）のサービス提供体制の整備について議論を進めている。県では、令和８年１０月６日から９日に県内１７保険者に対して個別ヒアリングを実施し、介護需要推計方法の確認等、計画策定に必要な支援を行った。今後は、各保険者が策定した介護需要推計等を踏まえながら、第１０期介護保険事業支援計画において必要な介護サービス整備数を盛り込んでいく。 県介護保険財政安定化基金は、市町村の介護保険財政の財源に不足が生じた場合に市町村に対して貸付及び交付を行う目的で積み立てている基金であり、介護保険料軽減のための基金ではない。なお、市町村が積み立てている介護給付費準備基金については、県内１７保険者に対して実施した個別ヒアリングにおいて、必要に応じて、市町村の判断で当該基金を保険料軽減に活用できる旨説明した。 令和８年度臨時介護報酬改定により、介護従事者の処遇改善等として＋２．０３％を措置されたところだが、令和９年度報酬改定に向けて更なる処遇改善が実施されるよう、国に対し令和８年８月に要望した。
ささえあい福祉局長寿社会課	（５）改定介護保険法では、中山間・人口減少、高齢者が減っている地域を「特定地域」とし、県内１６市町村が当てはまり、介護保険から外し、人員配置基準の緩和や包括報酬で、貧しい介護サービスにしてしまう。高い介護保険料を払っているのに、人口が少ない地域に住んでいたら貧しい介護サービスになる。こんな差別的なことをすれば、益々地域で暮らせなくなる。「特定地域」の押し付けは許さないこと。地域の訪問介護サービスが法律に基づいた適正基準で行えるよう県が独自支援すること。	特定地域の対象市町村は、地域の人口動態やサービス提供体制の実情を把握している保険者として特定地域の指定の要否を検討することになっており、県として、市町村の意向を踏まえて指定を行っていく。 また、特定地域サービス等は、中山間・人口減少地域において介護サービス提供を確保し続けることが困難となっている状況を踏まえて創設された従来の人員配置基準の特例制度であるが、当該人員配置基準については社会保障審議会等で審議中であり、動向を注視していく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
ささえあい福祉局障がい福祉課	（６）障がい者特別医療費助成制度は、「重度障がい者」を支援対象としているが、各種障がい手帳保持者の中で、身体１・２級で４７．８％、知的療育手帳Ａで３０．０％、精神１級で８．６％と、精神が極端に少なくなっている。その一方で、一人当たりの年間の平均医療費助成額は、身体約５万円、知的３．４万円、精神９．６万円と精神障がいが一番高く、それだけ精神障がい者は医療ニーズがより高く、その重い医療費の自己負担を軽減し、生活と健康の安定に結び付ける効果を発揮しているといえる。障がい者特別医療費助成制度は、県内では１８市町村が、身体、知的、精神のいずれも県の支援対象より広く支援し、医療ニーズがより高い精神の場合、県内１１市町村が３級まで、また１２都道府県が２級まで支援している。こうした現状を踏まえ、精神２級を重度とする知見の研究、１０年来行って来なかった障がい者のニーズ調査の実施、障がい者関係団体の意見を聴取し、精神障がい者の助成対象を拡大すること。また、障がい者特別医療費は元の無料に戻すこと。	鳥取県特別医療費助成制度は、日常生活及び社会生活に極度の制限を受ける重度障がい者を対象に医療費助成を行う県と市町村の共同事業であり、対象者を拡大するにあたっては、県内市町村及び医療関係者等を交えた慎重な議論が必要である。まずは、独自に精神障がい手帳２級以下の方に対して医療費助成を行っている市町村において慎重に議論していただくことが必要であり、現在のところ、ニーズ調査の実施等を含め、県として特別医療費助成の対象拡大は考えていない。 また、平成２０年４月より特別医療費助成制度の一部負担金を導入しているが、低所得者や障がいの特性により医療が継続的に必要な方には自己負担なしを継続しているところである。市町村の財政負担等も考慮しつつ持続可能な制度とするため、一部負担金を廃止することは考えていない。
ささえあい福祉局障がい福祉課	（７）障害者差別解消法により、民間事業者の合理的配慮が義務化された。その促進を目的とする「障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金」は、令和６年度の１９件をピークに、令和７年度は７件と半減している。また、あいサポート企業・団体認定数が年々減少し、取組みやその支援を広げる必要がある。現在の合理的配慮の取り組み補助金の対象を、環境整備等への限定から、障がい者利用料の自己負担軽減策などにも拡大し、合理的配慮を実践する事業所での障がい者利用や交流が増え、理解促進、共生の場となるようにすること。	あいサポート企業・団体は年々増加しており、県内では約１，０００事業所で合理的配慮の提供に向けた様々な取組が進められている。障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金の周知を強化し、県内事業所における取組を一層促進していく。 一方で、民間事業者における障がい者利用料の自己負担については、各事業者の判断により対象範囲等を決定し実施されるものであるため、本補助金の対象拡大は考えていない。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
ささえあい福祉局障がい福祉課	（８）精神障がい者の地域移行・地域定着をすすめるとして、１年以上の長期入院者を減らす目標を掲げているが、６５歳未満の場合、第６期計画の２２３人の目標が達成できず、第７期計画では２４８人と目標数値を緩和しており、支援策の充実が必要である。地域移行に当たり、ピアサポーターが有用な働きをしているとのことで、県がすすめる精神障がい者ピアサポーター研修の修了者はのべ１２２名に達した。しかし、精神障がい者の移行先の在宅、グループホーム、施設等でのピアサポーターの配置や関与が必ずなされているわけではない。今後県はピアサポーターの人材バンクを創設するとのことであるが、登録・派遣の調整だけでなく、各事業所や施設などで採用する際に得られる報酬の加点制度なども紹介しながら、地域移行に有用なピアサポーターの確実な配置（雇用）にも結びつくよう手立てをとり、精神障がい者の地域移行・地域定着が進むようにすること。	ピアサポーターは障がい者の不安解消や精神安定のために重要な役割を担っていると認識しており、ピアサポーター人材バンクを通じて、登録・派遣調整だけでなくピアサポーターのスキルアップや情報交換の機会を設けることで、ピアサポーターの活躍の場の拡大を図っていく。 また、障がい福祉報酬においてピアサポート活動の実施等に対する加算の対象サービスが拡大しているところであり、会議や研修等において周知を図っていく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
教育委員会事務局生徒支援・教育相談センター	５　「不登校」・子ども・若者支援 （１）全国的な「不登校」の急増は、学校での競争と管理をエスカレートさせた第二次安倍政権（２０１２年１２月～２０２０年９月）とともに始まっている。愛国心教育や教育への権力介入を強めた教育基本法改悪をもとに、競争と管理がエスカレートした。当事者ニーズ全国調査では、子どもが学校に行きづらいと思い始めたきっかけの上位３位は、「先生との関係」「勉強はわかるけど授業があわない」などの学校のあり方の問題であり、少なくない子どもが「学校が嫌い」と言っている。そして子どもの３６．９％、保護者の６９．８％が「学校が変わってほしい」と要望している。「不登校」は子どもの個々の事情と言って終わらせるのではなく、これまでの教育施策への反省と改革が求められている。 ①　「不登校」は、子どもの心が深く傷ついた状態にあることを正しくとらえることが必要である。学校や社会に違和感を覚え、傷つき、我慢に我慢を重ねた末に、登校できなくなっている。「不登校」をなまけや弱さととらえたり、親の甘やかしのせいだというのは誤りである。そして何より子どもには、休息が必要である。子どもの心の傷とその回復を軽視している「２０１９年通知」（「子どもによっては、休養などの積極的意味を持つことがある一方で、学習の遅れ、進路指導上の不利益や社会的自立のリスクがあることに留意する」）の撤回と、「教育機会確保法」の「不登校」部分の改善を文科省に求め、子どもへの理解、休息と回復の保障が中心となるようにすること。	不登校は誰にでも起こり得るものであるという考え方に基づき、個々の状況に即して適切な支援を行っていくとともに、それぞれの状況に応じた学びを保障することや学校内外の学びの場を整備することが重要である。 「２０１９年通知」の撤回と、「教育機会確保法」の「不登校」部分の改善については、不登校においての休息と回復の保障に加え、学びや安心できる居場所の保障、人とのつながりづくりなど、一人一人の実態に応じた多様な支援が必要なことを通知したものであり、軽視したものとは捉えていないため、県としては、文科省に求めることは考えていない。
教育委員会事務局生徒支援・教育相談センター 雇用人材局雇用・働き方政策課	②　「不登校」は親の休息も必要である。介護休業の対象であること（通算９３日まで、賃金補償あり）を周知徹底するとともに、看護休暇制度（小学３年生まで・年５日間・無給）を拡充し、「不登校休業制度」を創設すること。	不登校の子に関しては、病気やけが等を対象とする看護休暇制度をそのまま適用することは原則としてできないが、一定の条件の下で、介護休業に加えて介護休暇も、不登校の子の対応に使うことが可能とされている。まずは、今後の制度拡充について、国の動きを注視していく。 また、不登校支援に関する主な情報については、現在、生徒支援・教育相談センターのＨＰ、鳥取教育ポータルサイトに掲載しているが、保護者からの不登校に係る相談に併せて就労に関する相談があれば適切な窓口を紹介していく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
教育委員会事務局生徒支援・教育相談センター 高等学校課	③ 全ての小中高校に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置すること。	スクールカウンセラーについては、県立高校に、１０名のスクールカウンセラーと４名の教育相談員を配置し（全日制課程２２校、定時制課程４校、１校あたり週６時間程度）、特別支援学校には全校に１名ずつ配置している。市町村立学校においては、全中学校区に配置し全小中義務教育学校を巡回している。 スクールソーシャルワーカーについては、県立高校５校（東部２、中部１、西部２）、特別支援学校３校（東部１、中部１、西部１）に配置し拠点校方式の体制としている。市町村立学校については配置市町村への経費助成を行っているところであり、現在三朝町を除く１８市町村に配置されている。三朝町においても福祉部局と教育委員会との連携による支援が行われている。 以上の対応を行っており、全ての小中高校に個別配置することは考えていない。
教育委員会事務局生徒支援・教育相談センター	④ 「校内サポート教室」は、全ての学校・自治体に、学習に限定されない居場所として設置し、子どもが安心して過ごせる環境を整備すること。	令和８年度、各市町村に対して、校内サポート教室の成果と令和９年度の設置ニーズに係る調査を実施したところであり、今後、調査結果を踏まえて検討する。
教育委員会事務局小中学校課	⑤ 少人数で子どものペースに合わせて学べる「不登校特例校」を、すべての自治体で分校方式を含めて開設すること。特例校以外の学校でも子どものペースに合わせて学べるようにすること。	県教育委員会としては、学びの多様化学校は、安全に登校できる通学範囲や本県の交通の便などを考慮し、市町村設置が望ましいと考えているが、現時点で設置を考えている市町村はない状況である。 なお、各市町村がそれぞれの実態を踏まえ支援を行っており、現状は校内サポート教室の設置に注力されているところである。 また、全ての学校で子どもたちの学びが充実するよう、一人一台端末の活用も進めているところであり、その実践が各地域で広がるよう取り組んでいく。
教育学術課	⑥ フリースクールの完全無料化・交通費無償化となるよう県の支援を拡充すること。	フリースクールの授業料等支援については令和７年度に補助上限額を引き上げたところであり、更なる拡充については考えていない。
教育委員会事務局高等学校課	⑦ 不登校であっても高校に進学できるよう、手立てをとること。県立高校の定員内不合格を解消し、希望する者が希望する県立高校に全員が入学できるようにし、入学後の生徒の学びを保障する体制を確立すること。	県立高校入学者選抜において、長期欠席等の特別な事情のある生徒は、学校に行くことができなかった理由等について自己申告書を志願校へ提出することができ、提出を受けた高校は、生徒の個々の事情に応じた配慮を行うこととしている。高校での学びの意欲があり、合格すれば県立高校に進学できる仕組みを構築している。 また、学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が保障されることは重要だと考えているが、高校入学者選抜では、学校・学科などの特色を踏まえ、その学校で学ぶために必要な能力や適性、意欲を総合的に判断し合否を決定するため、定員内であっても選抜の結果、不合格となる場合がある。高校進学後においては、個々の生徒に応じた学びの支援体制を整え、卒業へ導くこととしている。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
教育委員会事務局小中学校課	⑧　「ゆとり見直し」といって、学習の極端な詰め込み（２０２０年度開始の学習指導要領は、小学校４年生以上で毎日６時間授業、小学校２年生にも６時間授業の日がある）で、宿題も増えている。その一方、授業間の休み時間が削られ、給食時間も短くゆっくり食べられず、トイレに行く時間も足りなくなるような忙しすぎる学校は改める必要がある。学校で子どもにあったカリキュラムに変更できるよう、学習指導要領は弾力的に運用し、標準以上の「授業時数確保」を求めた文科省通知（２００３年）の撤回を文科省に求めること。次期学習指導要領（２０３０年実施予定）は、学習内容を精選し、授業時数を減らし、現場の創意工夫を大幅に認める方向での抜本的な改革を文科省に求めること。	現在、中央教育審議会教育課程特別部会において議論が進められている次期学習指導要領については、令和８年１０月５日に「次期学習指導要領等に向けた審議のまとめ」が公表されたところである。 今回の改訂の方向性として、各小中学校の裁量で授業コマ数を柔軟に編成できる制度（調整授業時数制度）が新設され、各学校の実態に応じた教育に充てられるようになる。また、学習指導要領の構造化や調整授業時数制度の導入等も踏まえ、教科書の内容の整理、精選等を図ることとしており、学習内容の精選や学校における柔軟な教育課程の編成に向け検討が進められている。 国においては、令和８年度末の新学習指導要領の告示に向け、更に具体の検討を進めているところであり、引き続き注視していく。
教育委員会事務局小中学校課	⑨　全国学力学習状況調査は、県同士の平均点競争を引き起こし、市町村と学校を点数競争に巻き込んでいる。更に、鳥取県独自のテストも行われ、子どもに寄り沿った教育ができない窮屈な状況が生まれている。全国及び鳥取県学力学習状況調査は中止すること。	文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」は、義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを大きな目的としているものである。これまでも、文部科学省、県教育委員会ともに、本調査が順位付けや、子どもたちを競わせることを目的としていないことを強調している。 県教育委員会としては、「全国学力・学習状況調査」のデータから県内の児童生徒の学力・学習状況を適切に把握・分析して教育施策の成果と課題を検証し、外部有識者の助言を受けながら児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善のために今後も活用していく。 また、県独自調査である「とっとり学力・学習状況調査」では、昨年までの自分の結果と比較した学力の伸びや、学力を支える力についても調査している。一人一人の学力の伸びや学力を支える非認知能力等の状況を経年で把握し、学力を確実に伸ばすための個に応じた教育を進めていくにあたり重要な調査であることから、教員と子どもたちの負担軽減にも配慮しつつ、今後もその有効活用を図っていく。
教育委員会事務局教育人材開発課	⑩　一人一人の子どもに寄りそった教育には教員を増やすことが必要である。小学校まで進んできた３０人以下学級を、中学校全学年に広げ、更に高校にも３０人以下学級を広げること。	中学校１年生は国基準を上回る３３人以下学級を実施しているが、令和９年度以降の中学校２・３年生における学級編制基準の在り方については、各市町村とも継続的に協議しているところである。 県立高等学校は、専門学科を中心に１学級の生徒数を３８人以下としているが、令和６年３月策定の「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和８年度～令和１７年度）」に基づき、少人数学級の実施について、その効果や財政負担を十分に検証し、慎重に検討を進めることとしている。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
子育て王国課	（２）放課後児童クラブは、少子化と言われながらも、年々登録者数も障がい児数も増加傾向でありニーズが高まっている。こうした実態に合わせ障害児加算は、国制度が充実したものの、従来からある県の障がい児加算（障害児：支援員＝１：１にできる）の仕組みが、国の補助金額を超えて活用できないとされているため、県の加算の利用はわずか１市に留まっている。障がい児の受け入れに必要な希望する支援員数の配置が可能となるよう、県加算制度の改善や支援員確保のためのしくみを構築すること。また、国ガイドラインは１クラブ概ね４０人となっているが、それを超えているクラブが約４５％と半分近くを占め、専用施設があるクラブはわずか２０％、年度当初の待機児が年々増え続け、希望しても入れない潜在的待機児は把握もされていない。また利用料は、すべてのクラブで軽減措置があるわけではなく、３割のクラブで６千円を超えており、事実上市町村やクラブまかせとなっている。放課後児童クラブは、国の子ども子育て支援法に位置付けられて２０年以上が経過し、公共性の高い事業として基準となるガイドラインも設定されており、それに基づくクラブ規模への改善や専用施設の充実を図り、他の子育て支援策と同様に県の利用料軽減策を検討し、就労家庭の子どもの健やかな放課後の生活を保障すること。	県の障害児加算は、国の基準を超えて加配職員を配置した場合、当該加配に要した経費が国補助基準額を超えた場合に対象となる。支援員確保については、保育士・保育所支援センターと連携した取組みを引き続き実施していく。 放課後児童クラブの定員は概ね４０人を一つの単位とすることが原則だが、各市町村が地域の実情に応じ、任意に設定することが可能となっている。また、放課後児童クラブは「専用施設」として設置する必要はないが、県としては、市町村が施設の充実を図る場合、国の補助事業を活用した支援を行うとともに、国のガイドラインに則った運営が適切に実施されるよう、実施状況調査の結果等を踏まえ、必要に応じて市町村へ助言等を行う。 放課後児童クラブは多様な運営主体により特色を活かした様々な取組が実施され、これに応じて利用料が設定されており、一定の利用料軽減も実施されていることから、県により個別の軽減策を設けることは考えていない。
子育て王国課	（３）保育士の有効求人倍率は年々高まり、全職種の３倍以上と不足状態が拡大している。令和５年に県が取り組んだ実態調査では、潜在保育士数７４５名もあり、フルタイムより短時間勤務を希望していることや、離職や保育士として働いていない要因として、職場の人間関係とともに、出産・育児や業務の負担感、体力・健康の不安、賃金の低さなどがあげられていた。実態調査をした令和５年度以降、鳥取短大では、保育士就学資金を充実したことで、資金の利用拡大や、入学者数の増加が見られ、一定の保育士確保に繋がりつつあることは大切な成果である。同時に、成果が見られつつある県実施の短時間正規保育士制度の導入を、市町村に働きかけるなどして、雇用と求人のミスマッチを解消し、専門職としてやりがいをもって保育士が働き続けられる環境を整備すること。	保育人材の確保については、保育士・保育所支援センターのキャリアアドバイザーによる潜在保育士を含む求職者への伴走支援によるミスマッチの解消や、今年度から始めた「地域限定保育士試験」による保育士の確保、保育業務のＩＣＴ化推進による業務負担軽減や保育士向け相談窓口の設置等の取組を通して、今後も保育士の働きやすい環境の整備、保育人材確保に取り組んでいく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
家庭支援課	（４）県の児童相談所全体で、相談件数は増え、児童虐待通告件数も高止まりしている。こうした中実施されている一時保護は、県の児童相談所ではなく、外部への一時保護委託が半数を超えている。一時保護委託先は、児童にとって最善の選択をしていると言うが、県の措置行為である一時保護を民間等に外部委託すれば、県の目や支援が行き届きにくくなり、民間との連携には一層の努力を要することとなる。更に、こうした民間との連携があったとしてもなお、米子児童相談所は、空きがない状態が続いている。児童相談所の施設・人的体制を拡充すること。	児童相談所の施設整備や人員体制を含めた体制強化については、現場の実情を勘案しながら、今後も引き続き必要な対応を図っていく。
家庭支援課	（５）子どもの居場所づくり、子ども食堂や学習支援等を通じて、子どもの貧困の連鎖解消に取り組まれ、子ども食堂は１６市町村１３９か所に広がってきた。しかし、実際に子どもの貧困が解消したかどうかは、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を吸収した「シン・子育て王国とっとり計画」にある数値目標を見ていく必要がある。計画当初に掲げた目標数値に対する実績は、就学援助を受けた児童数、生活保護世帯の子どもの高校進学率、１９歳以下の生活保護割は１０年度目標値には達成していない。また母子家庭は父子家庭と比べ、就業率はほぼ変わらないが、正規雇用率は約２０％も低くなっている。子どもの貧困を解消するには、計画目標値をしっかり確認しながら、生活保護・生活支援、就学支援、就労支援など施策の総合的な推進と充実をはかること。	全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されることなく、夢と希望をもって成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域や社会全体で子どもをまん中に施策を展開するため、引き続きシン・子育て王国とっとり計画に定める目標に沿って、就学支援、生活支援、就労支援など、関係部局と密に連携して総合的に取り組んでいく。
教育委員会事務局人権教育課	（６）県独自に返済不要の給付制奨学金制度を創設すること。県育英奨学金の返済免除は低所得世帯・生活困窮者も対象とすること。	給付型奨学金制度については、国において、大学生等に対する給付型奨学金制度が実施されており、また、高校生等奨学給付金については、令和８年度から対象を中所得世帯まで拡大するなど、世情に応じて随時見直しが行われているため、県独自での給付型奨学金制度の創設は考えていない。 また、返済について、生活保護受給者や低所得者に対しては、災害・傷病・失業その他やむを得ない理由により返還が困難な場合に、相当の期間、返還を猶予することを可能としており、返済免除の要件を拡大することは考えていない。
教育委員会事務局体育保健課	（７）小中学校給食費の完全無償化、特別支援学校の中学部・高等部の完全無償化のため、県が財政支援すること。	学校給食費の抜本的な負担軽減は、地方公共団体の財政力によらない全国一律の制度として国の責任において実施されるべきものであり、物価が高騰した場合においても確実に財源措置するとともに、中学校等への対象拡大も早期に実現するよう令和８年８月に国に要望したところである。 特別支援学校の中学部・高等部も同様に全国一律の制度として国の責任において実施されるべきものであり、県が独自に財政支援することは考えていない。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
くらしの安心局住宅政策課	6　住まい・交通の充実 （1）「住まいは人権」の立場に立ち、ヨーロッパで広がっている、住宅家賃やローンに対する所得に応じた家賃補助制度を創設すること。	我が国の住宅に対する支援制度は、所得に応じた賃貸住宅での家賃低廉化支援や住宅扶助、住宅取得での住宅ローン控除などがあり、いずれの制度も国が制度の枠組みを定めていることから、ヨーロッパで行われている支援制度の創設についても、国において検討すべきものと考える。
中山間・地域振興局交通政策課	（2）「移動や交通は人権」との立場にたって交通政策を進めることが大切である。中山間地域からまちなかへのバスが、乗り継ぎが必要となり不便になったとの声を多く聞く。乗り継ぎなくまちなかに出られるバス路線の設定、バスが増便できるよう、また運賃が安くできるよう、県の財政支援を強化すること。	本県の路線バスは人口減少や自家用車の普及に伴い利用者が大きく減少しており、併せてドライバー不足も深刻であることから、新たな路線の設定や増便は難しい状況にある。そのため、路線バスに代わるものとして市町村やＮＰＯ等が運行する自家用有償旅客運送（コミュニティバス等）で地域の交通手段を確保している。 県ではこれまでも、国や市町村と協調し路線バスの運行赤字補てんを行うとともに、バス事業者が実施するドライバー確保対策への支援を行っている。 また、県は市町村が地域の実情に合わせ、バス、タクシー、共助交通等を自由に組み合わせることができる補助制度を設けており、引き続き支援を行っていく。 【令和８年度当初予算】 ・地域バス交通等体系整備支援事業　３７２，４９４千円 ・コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進事業　４８８，７９９千円
ささえあい福祉局孤独・孤立対策課	（3）生活保護世帯の車の保有を認めること。	自動車保有基準の制度改善については、令和３年度から毎年国へ要望しており、令和８年８月に、地方における自動車の実態を調査し地域の実情に応じて実施機関の判断で保有及び使用を認めるよう要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけていく。 また、報道では、国において未就学児がいるひとり親世帯を対象に、保育所への送迎に車が必要な場合に保有を認めるよう検討しているとあるため注視していく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
未来創造課	7　ジェンダー平等社会の実現へ （1）２０２４年国連女性差別撤廃条約が日本に行った勧告にそって、間接差別の解消、選択的夫婦別姓の実現を国に求めること。	間接差別の解消、選択的夫婦別姓の実現、リプロダクティブ・ヘルス＆ライツの保障などを求める「女子差別撤廃条約第９回政府報告最終見解」における勧告については、国の第６次男女共同参画基本計画において「男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。 また、政府として同勧告中のフォローアップ事項について適切な時期に女子差別撤廃委員会に対し、その進捗状況等について報告するとともに、同条約第１０回政府報告を作成し、同委員会に提出する。」とされていることから、引き続きその動向を注視していく。
	（2）性自認・性的指向、子どもを持つか持たないか、妊娠の時期等についても、誰にも強要されず、自分で決める権利があり、そのために性や生殖について十分な情報と知識、必要な医療やケアを全ての人に保障する＝「性と生殖に関する健康と権利」（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ／SRHR）の保障は、国際的にみとめられた基本的人権である。包括的性教育、中絶の配偶者同意要件の廃止、安全な避妊・中絶、地域で産める医療体制の充実など、「SRHR」を国際水準に引き上げるよう国に求めること。	
未来創造課	（3）性を「買う」ことを禁止し、「売る」側を非処罰化して支援対象とし、「売春防止法」は廃止を含め抜本改正するよう求めること。	売買春への対策については、国の第６次男女共同参画基本計画において、「売春防止法の更なる見直しを含め、売買春に係る規制の在り方について検討を行う。」とされていることから、引き続きその動向を注視していく。
くらしの安心局くらしの安心推進課	（4）性暴力被害者支援センターは、相談件数も支援活動（医療支援、カウンセリング、法律相談）も増加傾向である。犯罪被害者総合サポートセンターや、民間団体のとっとり被害者支援センターと連携して支援に取り組むようにしているが、実際の支援には、性暴力被害者支援センターの４６人の有償ボランティアがあたっており、電話相談６００円／時間、付き添い４５０円／１５分など、専門的な対応が求められるにもかかわらず報酬が余りに低すぎ、支援に当たれる人が限られている現状がある。今後にむけて、支援にあたる人材を確保し継承するためにも、報酬額を引き上げること。	性暴力被害者支援センターは、性犯罪・性暴力被害者等からの相談対応や付添等の支援を行っている民間の支援団体であることから、同センターの有償ボランティアの報酬額は団体で決められるべきものであり、県で決めるものではない。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
脱炭素社会推進課	８　気候危機への対応 （１）集中豪雨など気候危機と、その被害が深刻である。国連環境計画２０２６年９月報告は、産業革命以降の世界の平均気温の上昇が１．５度を超える時代に突入し、より深刻な被害が起きる危険性を指摘すると同時に、上昇幅を可能な限り小さく、短く抑えるならば破壊的危機を回避できるとし、「前例のない行動」を呼びかけている。「令和新時代とっとり環境イニシアチブプラン」（以下「プラン」）について充実をはかること。 ①　C02 排出削減目標について、２０５０年ゼロを目指し、２０３５年度までに１３年度比７５～８０％削減の目標を設定し、取組みを加速させること。	本県においては、２０５０年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、まずは２０３０年の温室効果ガス総排出量を２０１３年度から６０％削減する目標を設定しており、２０２４年度では、これまでの施策により、国２８．７％に対し、３３．２％と上回っている状況である。 まずは、２０３０年の目標を確実に達成できるよう、これまでの取組を継続することが重要と考えている。
自然共生社会局循環型社会推進課	②　産業廃棄物の削減とリサイクルの目標値及び達成状況を明記すること。	「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」（以下「イニプラ」）は、本県の環境基本計画として理念や基本的な方向性を示した上で、県民が分かりやすい計画となるよう目標値等は県民に身近な一般廃棄物のリサイクル率や１人１日当たりのごみ排出量を定めている。 産業廃棄物については、イニプラにも記載のとおり個別計画である「鳥取県廃棄物処理計画」の中でリサイクル率や排出量の目標値等を記載していることから追記しない。
農業振興局経営支援課 森林・林業振興局森林づくり推進課 水産振興局水産振興課	③　「農林水産業の気候変動への適応策を推進」とあるが、温暖化の影響で沿岸漁業は魚が獲れなくなっており、養殖技術の一層の開発と水産業人材の確保策を盛り込むこと。ツキノワグマの出没や果樹被害が出ており、針葉樹だけでなく広葉樹などバランスのある森林整備を目指すことを盛り込むこと。第一次産業における熱中症対策を盛り込むこと。	海洋環境の変化による養殖技術の開発・研究に係る調査研究の推進は、既に養殖漁業研究事業で行っており、引き続き漁業資源の維持や水産物の安定供給に取り組んでいく。 また、森林整備については、林業による木材生産と環境保全等の調和が取れた多様で健全な森林づくりを推進しており、森林のゾーニングも活用しながら、林業適地以外にある人工林の天然林への移行を進めていく。 さらに、農林水産業の熱中症対策は、関係団体と連携して熱中症予防につながる研修会の実施及び空調服など安全装備の導入支援に取り組んでおり、引き続き熱中症予防につながる情報収集や注意喚起に努めていく。 【令和８年度当初予算】 ・養殖漁業研究事業　１４，８２１千円 ・林業労働安全緊急対策事業　４，００１千円

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
くらしの安心局住宅政策課	④ 集中豪雨など災害の様相が一変し、被害の実態にあった被災者支援制度への改善が必要である。被災者住宅（生活）再建支援制度の一部損壊の支援金を上限３０万円から５０万円へ、全壊住宅は上限３００万円から５００万円へと引き上げること。また局地災害発生の実態に合わせ、１件の被害からでも支援の対象とすること。床下浸水も被災者支援の対象とすること。	国、県の被災者住宅（生活）再建支援制度の見直しについては、国と都道府県、県と市町村の間でコンセンサスが必要であることから、まずは国に対して、必要な見直しについて追加で要望を行うこととしている。
行政体制整備局兼デジタル局デジタル改革課	９　AI への対応について ① AI の無秩序な開発・利用が、人類社会に重大なリスクをもたらしている。米中をはじめとする開発国に最先端 AI の開発の一時停止・中止を求め、AI を人間の制御の元に置くための規制と監視の仕組みをつくる国際協定を締結するよう、政府に提唱すること。	ＡＩにおけるリスクについては、「ＡＩガバナンス検討会（総務省）」や「ＡＩ事業者ガイドライン検討会（経済産業省等）」など、国の有識者検討会等で既に議論されていることから、引き続き国の検討状況を注視していく。
	② AI 利用が、国民生活と社会の発展に資するものとなるために、国として、リスクを調査・評価し、AI 開発や大規模に利用する企業への監督・指導を行うよう求めること。	
商工政策課環境立県推進課	③ AI リストラ・不況を起こさないための対策、個人情報・プライバシー・著作権の保護、データセンターによる環境破壊の規制などを進めるよう国に求めること。	ＡＩ・ＡＸの導入については、県内事業者のさらなる生産性向上の観点から推進するとともに、導入に伴うリスクも十分認識し、事業者に情報提供しつつ、国内外の最新情勢を注視していく。 なお、データセンターによる環境破壊については、データセンターの立地による環境影響等の課題を踏まえた必要な施策を国が検討しており、現時点で国に要望を行うことは考えていない。
税務課	④ AI を運用する巨大企業は、プラットフォームを持っているというだけで、国民から巨万の富を収奪しており、国内的にも、国際的にも、適正な課税をはじめ民主的規制の元に置くしくみをつくるよう国に求めること。	巨大多国籍企業による税源浸食の問題に対しては、令和３年１０月、ＯＥＣＤ及びＧ２０にて２つの柱（①市場国への課税権の配分、②グローバル・ミニマム課税）が合意された。国内においても②に対応した税制の法制化がなされ、①について多数国間条約の策定が進んでおり、令和８年度税制改正大綱では、それに対応した課税のあり方を検討するとされている。これに対して全国知事会において地方への税源の帰属を求めているところであり、県として国に要望することは考えていない。
市町村課	⑤ AI の軍事利用を厳しく禁止するルール作りを国際社会に呼びかけるよう、国に求めること。	ＡＩ利用の国際的なルール作りについては、国として国家間の枠組みで検討されるべき事案であり、国に要望することは考えていない。